

議案第40号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月25日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額) 第16条 第12条又は第15条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額) 第16条 第12条又は第15条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第16条の2の8 第16条の2の2又は第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第16条の2の8 第16条の2の2又は第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額) 第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減</p>	<p>(低所得者の保険料の減額) 第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減</p>

<p>額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。